



セカンドオピニオン

東京都

2026年5月29日

東京サステナブル・レジリエントファイナンス・ フレームワーク（国内市場向け）

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：大石 竜志

格付投資情報センター(R&I)は東京都の東京サステナブル・レジリエントファイナンス・フレームワーク(国内市場向け)が、以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。調達資金の用途の一部に関して、「持続可能なブルーエコノミーの資金調達に向けた債券—実務者ガイド(SBE ガイド)」に記載されるブループロジェクトに該当することを確認した。

グリーンボンド原則(2025、ICMA)	ソーシャルボンド原則(2025、ICMA)
グリーンボンドガイドライン(2024、環境省)	ソーシャルボンドガイドライン(2021、金融庁)
SBE ガイド(ICMA 等)	サステナビリティボンド・ガイドライン(2021、ICMA)

■ 資金使途(グリーンプロジェクト)

事業区分(ICMA)	対象プロジェクト
気候変動に対する適応	ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応(遮熱性・保水性の向上)
再生可能エネルギー	都有施設の改築・改修等(太陽光発電設備の導入)
省エネルギー	都有施設・道路の照明のLED化
クリーン輸送	自転車通行空間の整備
気候変動に対する適応	無電柱化の推進
持続可能な水資源管理/ 気候変動に対する適応	中小河川の整備
気候変動に対する適応	河川施設の耐震・耐水化
気候変動に対する適応	高潮防御施設の整備
気候変動に対する適応	土砂災害対策施設・海岸保全施設の整備

気候変動に対する適応	東京港・島しょ海岸保全施設整備事業
クリーン輸送	ゼロエミッション・ビークル(ZEV)の導入
省エネルギー	都有施設の ZEB 化推進
省エネルギー	水道施設の省エネ化
再生可能エネルギー／省エネルギー	下水道事業におけるエネルギー・地球温暖化対策
持続可能な水資源管理／ 気候変動に対する適応	浸水対策
生物多様性保全	都有施設の改築・改修等(緑化整備)
生物多様性保全	都立公園の整備
生物多様性保全	水辺空間における緑化の推進
生物多様性保全	外濠の水辺再生事業
クリーン輸送	環境にやさしい都営バスの導入
生物多様性保全	林道の整備

■ 資金使途(ブループロジェクト)

ブルーファイナンス分野(SBE ガイド)／ グリーン適格プロジェクト分類(ICMA)	対象プロジェクト
海洋生態系の復元／ 生物多様性保全	東京港藻場創出活動
海洋生態系の復元／ 生物多様性保全	ブルーインフラの整備
持続可能な海洋バリューチェーン／ 生物自然資源及び土地利用に係る環 境維持型管理	栽培漁業の推進(東京都栽培漁業センターの改築)
持続可能な海洋バリューチェーン／ 生物自然資源及び土地利用に係る環 境維持型管理	漁業の推進(東京都島しょ農林水産総合センターの改築)

■ 資金使途(ソーシャルプロジェクト)

事業区分(ICMA)	対象プロジェクト	対象となる人々
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (防災・減災対策)	防災公園施設整備	地域住民など公園を利用する人々
必要不可欠なサービスへのアクセス 手ごろな価格の基本的インフラ設備 (耐震・防災)	東京港廃棄物処理場建設 事業(新海面処分場・中央 防波堤外側処分場)	都民
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (防災・減災対策) 必要不可欠なサービス(教育)	安全対策促進事業費補助 (私立学校の耐震化)	幼児・児童・生徒
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (防災・減災対策)	水道施設等の自家発電設 備の新設・増強	地域住民
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (防災・減災対策)	導水施設の二重化・更新	地域住民
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (防災・減災対策)	水再生センター・ポンプ所 の震災対策	都民及び下水道利用者
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (耐震・防災)	街路整備	地域住民など都道を利用する人々
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (老朽化対策)	橋梁の長寿命化事業	地域住民など都道を利用する人々
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (老朽化対策)	港湾施設の長寿命化事業	地域住民など港湾施設を利用する 人々
必要不可欠なサービスへのアクセス 手ごろな価格の基本的インフラ設備 (防災・減災対策)	港湾建設事業	地域住民など港湾施設を利用する 人々
必要不可欠なサービスへのアクセス 手ごろな価格の基本的インフラ設備 (防災・減災対策)	漁港建設事業	地域住民など漁港施設を利用する 人々
必要不可欠なサービスへのアクセス 手ごろな価格の基本的インフラ設備 (老朽化対策、耐震対策)	空港整備事業	地域住民など空港施設を利用する 人々
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (老朽化対策)	都立図書館整備	都民はじめ施設利用者

手ごろな価格の基本的インフラ設備 (老朽化対策)	文化施設の整備	都民及び施設利用者
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (老朽化対策) 必要不可欠なサービスへのアクセス	警察施設整備	地域住民
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (老朽化対策) 必要不可欠なサービスへのアクセス	消防施設整備	地域住民
必要不可欠なサービスへのアクセス (保健医療)	医療施設等整備	地域住民
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (老朽化対策) 必要不可欠なサービスへのアクセス	給水所の新設、拡充及び 更新	地域住民
手ごろな価格の基本的インフラ設備 (老朽化対策)	水再生センター・ポンプ所 の再構築	都民及び下水道利用者
必要不可欠なサービスへのアクセス (教育)	都立学校の整備	児童・生徒
必要不可欠なサービスへのアクセス (教育)	特別支援学校の整備	障害のある幼児・児童・生徒
必要不可欠なサービスへのアクセス (教育)	都立学校の整備(東京都 立大学)	学生
必要不可欠なサービスへのアクセス (教育)	都立学校施設開放(DX)	都民
必要不可欠なサービスへのアクセス (教育)	都立学校公開講座(DX)	都民
必要不可欠なサービスへのアクセス (高齢者福祉)	介護老人保健施設の整備 費補助	介護を必要とする高齢者
必要不可欠なサービスへのアクセス (高齢者福祉)	特別養護老人ホームの整 備費補助	介護を必要とする高齢者
必要不可欠なサービスへのアクセス (高齢者福祉)	ミドル層の負担軽減のため の介護情報ポータル構築 事業	介護に取り組むミドル世代層及び介 護を必要とする高齢者

必要不可欠なサービスへのアクセス (福祉)	知的障害者(児)施設整備	主に知的障害者
必要不可欠なサービスへのアクセス (福祉)	障害者(児)施設の整備費 補助	障害者(児)
必要不可欠なサービスへのアクセス (子育て支援)	児童福祉施設整備	自立支援を必要とする児童
手ごろな価格の住宅	公営住宅建設事業	真に住宅に困窮する低額所得者
手ごろな価格の住宅	住宅営繕事業	真に住宅に困窮する低額所得者
社会経済的向上とエンパワーメント(バ リアフリー・ユニバーサルデザイン推進)	道路のバリアフリー化	高齢者や障害者を含む全ての人
社会経済的向上とエンパワーメント(バ リアフリー・ユニバーサルデザイン推進)	バリアフリールートの充実	高齢者や障害者をはじめ駅利用者
社会経済向上とエンパワーメント(バリ アフリー・ユニバーサルデザイン推進)	人にやさしい都営地下鉄車 両の導入	都営地下鉄利用者
必要不可欠なサービスへのアクセス	窓口における申請書等作 成サポートサービスの導入	都民
必要不可欠なサービスへのアクセス (医療・福祉)	(地独)東京都立病院機構 への貸付金	都民(医療機関を利用する人々)

1. 資金調達者の概要



[東京都：シンボルマーク]

- 東京都は約 1,400 万人の人口を抱える日本国の首都で、世界有数の大都市。
- 東京都は 2021 年3月、明るい未来の東京を切り拓くための都政の新たな羅針盤として、東京都の長期計画である『『未来の東京』戦略』を策定し、以降、毎年バージョンアップを図ってきた。2025 年 3 月には、こうした取り組みを発展させるべく、新たな東京都の総合戦略として「2050 東京戦略」を策定した。
- 「2050 東京戦略」は 2050 年代に東京が目指す姿として新たな「ビジョン」を描き、バックキャストの視点で「ビジョン」を実現するため、2035 年に向けて定めた。「2050 東京戦略」を着実に実行することにより、ダイバーシティ、スマートシティ、セーフシティからなる「3 つのシティ」が進化し、「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」の実現を目指す。
- ダイバーシティは「誰もが将来の夢や希望を叶えもつと一人ひとりが輝く東京」を目指し、スマートシティは「東京のポテンシャルを磨き上げもつと活力溢れる東京」の実現、セーフシティは「強靱で持続可能な都市を創造しもつと安全・安心な東京」を目指して進化していく。
- 「3 つのシティ」の実現に向けて 28 のビジョンと戦略を掲げ、政策の実効性を高める 312 の「政策目標」を定めている。さらに「戦略」実行のための具体的な施策として「3 か年のアクションプラン」に取り組む。
- 東京サステナブル・レジリエントファイナンス・フレームワークに基づき発行する東京都SDGs債はこれらの戦略のなかで、環境及び社会に貢献する事業資金として充当される。

■「2050 東京戦略」のビジョンと戦略の柱

ダイバーシティ	戦略01【子供 (Children)】 戦略02【子育て】 戦略03【教育】 戦略04【若者】 戦略05【女性活躍】 戦略06【働き方】 戦略07【長寿 (Chōjū)】 戦略08【コミュニティ (Community)】 戦略09【共生社会】	<ul style="list-style-type: none"> 全ての子供の笑顔を育み、チルドレンファーストの社会へ 望む人の「叶えたい」を支え、一人ひとりの自己実現を応援 子供・若者が希望を持って、自ら伸び、育ち、未来を創造 将来を担う若者が希望に満ち溢れ、描いた夢を叶えられる東京 誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会 誰もがいつでも自分らしく、よりポジティブに働き、活躍する東京 心豊かに暮らし、いつまでも輝けるアクティブなChōjū社会 支え合いの輪を拡げ、誰もが「つながり」を実感できる社会へ インクルーシブシティ東京は多様な個性が輝きさらなる高みへ
スマートシティ	戦略10【スタートアップ】 戦略11【デジタル】 戦略12【国際金融】 戦略13【産業】 戦略14【観光】 戦略15【文化・エンタメ】 戦略16【スポーツ】 戦略17【まちづくり・住まい】 戦略18【インフラ・交通】 戦略19【緑と水】	<ul style="list-style-type: none"> イノベーションが次々と生まれ世界の変革と成長を東京が牽引 世界で最も情報技術を使い、便利で快適な「スマート東京」 サステナブルな未来を拓く世界の金融ハブ・東京へ飛躍 次の成長産業を東京から発信し、世界の経済を力強く先導 訪れるたびに新しい体験や発見がある、世界を惹きつける東京へ 東京発の洗練された価値が世界中の人々を刺激し、心を潤す 誰もがスポーツを楽しむ、世界に誇れるスポーツ拠点に発展 日本の成長を牽引し、人がいきいきと輝く都市・東京 世界一のインフラが、人をつなぎ、暮らしを支える 豊かな緑と水が織りなす潤いと安らぎの都市 東京へ
セーフシティ	戦略20【ゼロエミッション】 戦略21【都市の強靱化】 戦略22【防災】 戦略23【まちの安全・安心】 戦略24【医療】	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素社会を実現し、世界のネットゼロ達成に大きく貢献 災害の脅威から都民を守る世界で最も強靱な都市へ 災害から命を守り、安全・安心+快適に暮らせる東京 犯罪、事故、火災等から都民の命と安全・安心な暮らしを守る 誰もが住み慣れた地域で安心して必要な医療を受けられる
分野横断	戦略25【多摩・島しょ】 戦略26【構造改革】 戦略27【オールジャパン】 戦略28【未来共創】	<ul style="list-style-type: none"> 地域の魅力に溢れ快適で充実した暮らしを叶える行きたい・住みたい多摩・島しょ 時代を切り拓く変革が都民の生活の質を高めている 全国各地と共に支え合い発展する「共存共栄」を実現 多様な主体との連携を深化させ、明るい未来が実現している

[出所：「2050 東京戦略」]

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果・社会的効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

(1) 対象プロジェクト

- 東京サステナブル・レジリエントファイナンス・フレームワークにおいては、グリーン及びブループロジェクトは環境事業区分、対象事業、効果の測定指標を整理している。ソーシャルプロジェクトについては、対象プロジェクトと対応する社会課題を整理している。なお、いずれもファイナンスは予定していない。

■ 新規分(グリーンプロジェクト)

No.	環境事業区分(東京都)	対象事業	効果の測定指標
1	エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現	ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応(遮熱性・保水性の向上)	遮熱性・保水性舗装の整備延長(km)
2		都有施設の改築・改修等(太陽光発電設備の導入)	太陽光発電設備の想定年間発電量(kWh)
3		都有施設・道路の照明のLED化	エネルギー削減量(kWh)
4		自転車通行空間の整備	整備延長(km)
5		無電柱化の推進	整備延長(km)、整備空港数、整備港数
6		中小河川の整備	河川の整備率(%)、調節池の貯留量(m ³)
7		河川施設の耐震・耐水化	整備延長(km)
8		高潮防御施設の整備	整備延長(km)
9		土砂災害対策施設・海岸保全施設の整備	整備箇所数
10		東京港・島しょ海岸保全施設整備事業	整備延長(km)、施設数
11		ゼロエミッション・ビークル(ZEV)の導入	CO2等削減率(%)

12		都有施設の ZEB 化推進	エネルギー削減量(kWh)
13		水道施設の省エネ化	エネルギー削減量(kWh)
14		下水道事業におけるエネルギー・地球温暖化対策	温室効果ガス削減量(能力値)(万 t-CO2/5 年)
15		浸水対策	重点地区で効果を発揮した地区の割合(%) 耐水化により揚水機能等の確保が完了した水再生センター・ポンプ所等の割合(%)
16	生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現	都有施設の改築・改修等(緑化整備)	緑化面積(m ²)
17		都立公園の整備	整備面積(m ²)
18		水辺空間における緑化の推進	整備面積(m ²)
19	都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現	外濠の水辺再生事業	水面の面積(ha)
20		環境にやさしい都営バスの導入	排出ガス規制対象物質削減率(%)
21		林道の整備	整備路線・延長

■ 新規分(ブループロジェクト)

No.	環境事業区分(東京都)	対象事業	効果の測定指標
22	生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現	東京港藻場創出活動	整備箇所数
23		ブルーインフラの整備	整備箇所数
24		栽培漁業の推進(東京都栽培漁業センターの改築)	生産種苗種
25		漁業の推進(東京都島しょ農林水産総合センターの改築)	整備箇所数

■ 新規分(ソーシャルプロジェクト)

- 対象プロジェクトと対応する社会課題を下表に整理している。

事業区分(東京都)	充当事業	対応する社会課題
公共施設・インフラの 防災対策	防災公園施設整備	災害時の避難場所や救出・救助の活動拠点等の確保
	東京港廃棄物処理場建設事業(新海面処分場・中央防波堤外側処分場)	過密した東京の内陸部に確保困難な廃棄物最終処分場の整備
	安全対策促進事業費補助(私立学校の耐震化)	災害時における児童・生徒等の安全の確保
	水道施設等の自家発電設備の新設・増強	大規模停電時等における安定給水の確保
	導水施設の二重化・更新	災害時や事故時における安定給水の確保、布設年度が古い導水施設の更新
	水再生センター・ポンプ所の震災対策	首都直下地震などが発生した際の下水道機能の確保
	街路整備	災害時の避難・救援路、防災拠点へのアクセスルート等となる道路の確保
公共施設・インフラの 老朽化対策	橋梁の長寿命化事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保
	港湾施設の長寿命化事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保
	港湾建設事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保
	漁港建設事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保
	空港整備事業	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保

	都立図書館整備	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保
	文化施設の整備	持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保
	警察施設整備	持続可能なインフラの維持管理、都民の安全・安心の確保
	消防施設整備	持続可能なインフラの維持管理、都民の安全・安心の確保
	医療施設等整備	都民一人ひとりが安心できる保健医療体制の確立
	給水所の新設、拡充及び更新	給水所の配水池容量の偏在解消等による安定給水の確保
	水再生センター・ポンプ所の再構築	老朽化した施設・設備の再構築による安定的な下水道機能の確保
一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備	都立学校の整備	誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育の実現
	特別支援学校の整備	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みの支援
	都立学校の整備(東京都立大学)	自らの可能性を開花できる環境を整備し、世界の課題解決に貢献する高度な人材を育成
	都立学校施設開放(DX)	デジタルの力を活用した行政のQOSの向上
	都立学校公開講座(DX)	デジタルの力を活用した行政のQOSの向上
介護サービス基盤の整備	介護老人保健施設の整備費補助	介護を必要とする高齢者の在宅生活への復帰、機能訓練等
	特別養護老人ホームの整備費補助	在宅での生活が困難な高齢者に対する生活全般の介護の提供、機能訓練等


	ミドル層の負担軽減のための介護情報ポータル構築事業	働きながら介護に取り組む忙しいミドル世代層の負担軽減を図るため、AI チャットボットを活用しながら介護に関する情報をワンストップで収集できるほか、地域包括支援センターを24時間予約できるシステム基盤を構築
児童福祉施設等の整備	知的障害者(児)施設整備	強度行動障害がある重度・最重度の知的障害者(児)及び知的障害と精神疾患との重複等により手厚い個別支援を必要とする者への支援
	障害者(児)施設の整備費補助	障害者(児)が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、必要なサービスの確保や基盤整備を促進するための支援
	児童福祉施設整備	自立支援を必要とする児童への対応
住宅セーフティネットの強化	公営住宅建設事業	自力では最低居住水準の住宅を確保できない真に住宅に困窮する低額所得者向けの公営住宅等の老朽化に伴う建替え
	住宅営繕事業	自力では最低居住水準の住宅を確保できない真に住宅に困窮する低額所得者向けの公営住宅等の経年劣化等に伴う営繕
公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	道路のバリアフリー化	誰もが安全で円滑に移動できる環境の確保
	バリアフリールートの充実	誰もが安心して快適に移動できる環境の整備
	人にやさしい都営地下鉄車両の導入	誰もが安心して快適に利用できる車両の導入
	窓口における申請書等作成サポートサービスの導入	デジタルの力を活用した行政のQOSの向上
医療提供体制の充実	(地独)東京都立病院機構への貸付金	高齢化の進展や医療を取り巻く環境変化の中で、行政的医療の提供や地域医療の充実など質の高い医療提供確保

(2) グリーンプロジェクトの環境改善効果

■グリーンプロジェクト



<ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応(遮熱性・保水性の向上)>

- ・ 東京ではヒートアイランド対策の一つとして、東京都心部のセンター・コア・エリアを中心とした事業エリアにおいて、路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装及び保水性舗装を路面補修工事に併せて実施しており、これらの舗装を令和7年度末現在で累計約200km整備している。
- ・ 遮熱性舗装は路面に塗布した遮熱材が赤外線を反射することで、舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を最大で8℃程度抑制・低騒音舗装の騒音低減機能を確保できる。
- ・ 保水性舗装は路面の下層に設置した保水材に浸み込んだ雨水等が蒸発する時の気化熱によって、路面温度の上昇を最大で10℃程度抑制できる。
- ・ ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 13 気候変動に具体的な対策を	13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。



<都府施設の改築・改修等(太陽光発電設備の導入)>

- ・ 東京都は2021年1月、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減(2000年比)すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで高めることを表明した。また、2025年3月、都内温室効果ガス排出量を2035年までに60%以上削減(2000年比)する新目標を設定した。
- ・ 2021年3月には「ゼロエミッション都庁行動計画」(計画期間2020年度～2024年度)を公表し、都の事務事業活動に伴う温室効果ガスの削減を率先的に行ってきた。2025年度からは新たな計画期間における都の率先的な取組を示すため、2030年度までの計画として改定した。
- ・ 2030年に都府施設(知事部局等)使用電力の再エネ100%化の目標を掲げている。都府施設においては、従来の設置目標(2030年度までに74,000kW)に、次世代型ソーラーセルなどの新技術の導入目標(2035年度までに約10,000kW)を追加し、太陽光発電設備の更なる導入拡大を図る。
- ・ 都は都府施設の屋上に、太陽光発電システムを導入し、再生可能エネルギーの利用を推進する。
- ・ ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.2 2030年までに、エネルギーをつくる方法のうち、再生可能エネルギーを使う方法の割合を大きく増やす。
 13 気候変動に具体的な対策を	13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。



＜都府施設・道路の照明のLED化＞

- LED は省エネランプ(セラミックメタルハライドランプ・高圧ナトリウムランプ)と比べ消費電力が少なく、耐用年数も長いことから、管理の効率化を図るため、更新時期を迎え転換可能な道路照明から LED 化に取り組んでいる。
- 対象とするのは、都が保有する建物、構築物、道路などで使用する照明設備である。設備の中には歩行者が移動の際に床へ与える振動を利用して発電した電気を用いてマット端のLEDを点灯する設備も含まれる。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7.3 2030年までに、今までの倍の速さで、エネルギー効率を良くしていく。
 13 気候変動に 具体的な対策を	13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

＜自転車通行空間の整備＞

- 東京都は2021年5月に「東京都自転車通行空間整備推進計画」を策定した。計画では都内各地で誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間の確保を目指し、2040年代に向けた自転車通行空間の将来像(自転車ネットワーク)を新たに提示するとともに、今後10年間で優先的に整備する区間などについて取りまとめた。
- 本件で資金充当を予定しているのは主に臨海副都心で、誰もが安全かつ快適に自転車を利用して臨海副都心内を移動することができるよう整備する。居住する人々の利用はもとより、自転車を利用して都心部等から臨海部を訪れたり、自転車そのものが観光資源としても活用され、国内外から訪れる多くの人々が、東京港のダイナミックな景観やレジャーを楽しんだりすることを目的とする。
- 自転車はCO2排出量がゼロであり、カーボンニュートラルに寄与する移動手段で、騒音や振動など、周辺住環境に影響を与えることもなく、クリーンな輸送手段である。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。



SDGs 目標	
 11 住み続けられる まちづくりを	11.6 2030年までに、大気の水質やごみの処理などに特に注意をはらうなどして、都市に住む人(一人当たり)が環境に与える影響を減らす。
 13 気候変動に 具体的な対策を	13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

＜無電柱化の推進＞

- 東京では戦後、急増する電力・通信需要に対応するため、多くの電柱が建てられてきた。その結果、大規模地震や大型台風などの自然災害では、電柱倒壊による道路閉塞や断線等により、避難や救急活動への支障、停電や通信障害が生じており、無電柱化による防災機能の強化が必要である。
- 具体的な施策としては電線共同溝等の整備により電線類を地下化する。環八通りといった幹線道路等のほ

か、大井・青海といった東京港湾地区では、防災力強化に特に寄与する緊急輸送道路から、重点的に推進していく。

- ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。



SDGs 目標	
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

<中小河川の整備>

- 近年、全国では計画規模を超える豪雨により甚大な被害が発生しており、都内では1時間 50mm 以上の降雨の発生率が増加傾向にある。このような状況において、今後の気候変動の影響に伴う降雨量の増加や海面上昇などにより、風水害リスクの高まりが懸念されている。
- 東京都では 2023 年 12 月に「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定し、中小河川の目標整備水準において気候変動を踏まえた年超過確率 1/20^{*}規模の降雨に引き上げ、優先度を考慮しながら水害対策の強化を図る。

^{*}「年超過確率 1/20」とは、毎年、1 年間にその規模を超える降雨が発生する確率が 1/20(5%) であることを示している。

- 具体的には中小河川(隅田川以西の台地部を流れる区部河川 9 流域、多摩部河川 14 流域)において、近年増加している集中豪雨等にも対応可能な調節池等の整備を進める。
- ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。



SDGs 目標	
	11.b 2020 年までに、だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。「※仙台防災枠組 2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

※2015 年に宮城県仙台市で「第 3 回国連防災世界会議」が開催され、防災に関する枠組みとして採択された。

<河川施設の耐震・耐水化>



- 東京都の東部低地帯といわれる低地は、隅田川、荒川、中川などの大きな河川とそれらの支川・派川が縦横に流れている。
- こうした地域で気候変動を考慮した伊勢湾台風級(930hPa)の高潮から守るため、東部低地帯(新中川など)の堤防及び水門・排水機場など河川施設の耐震強化・耐水対策する。

- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。 11.b 2020 年までに、だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。 「仙台防災枠組 2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

<高潮防御施設の整備>



- 東京都の東部低地帯といわれる低地は沖積層と呼ばれる軟弱な土砂が厚く堆積した地域で、ここには隅田川、荒川、中川などの大きな河川とそれらの支川・派川が縦横に流れている。
- 元来低地帯であったことに加え、明治期から昭和 40 年代頃まで産業の発展に伴い地下水の汲み上げが行われ地盤沈下が進行した結果、高潮、洪水、大地震等の自然災害に対する危険性が高い地域となっている。
- こうした地域を水害から守るために低地河川の防潮堤・護岸の整備を実施している。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。 11.b 2020 年までに、だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。 「仙台防災枠組 2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

<土砂災害対策施設・海岸保全施設の整備>



- 土砂災害への対策については、災害が発生した箇所のほか、保全対象の重要度(避難所、要配慮者利用施設など)や災害発生危険性(土砂災害警戒区域内か特別警戒区域内か)を考慮して、砂防関係施設を計画的に整備している。ハード対策には、砂防事業(土石流対策)、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業(がけ崩れ対策)がある。
- 砂防は土石流が発生するおそれのある箇所を砂防指定地に指定し、災害をもたらす土砂の発生や流出を抑制するため、土地の掘削・盛土や立木の伐採などの制限と併せて、砂防堰堤や溪流保全工などを整備する。
- 地すべり対策では、特に危険度の高い、あるいは重要な保全施設を有する箇所を地すべり防止区域に指定し、抑止杭や集水施設等の地すべり防止施設を整備している。

- 東京都における急傾斜地(がけ地)は、西多摩地域の山間部や武蔵野台地の崖線などに分布しており、急傾斜地の崩壊により被災するおそれのある箇所が都内全域に存在している。台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)から、住民の生命を保護することを目的に、崩壊防止工事の施工等、斜面崩壊を防止するための対策を推進している。
- 海岸保全施設については、台風や季節風などによる波浪から、国土及び海岸環境を保全するため、波浪被害の恐れが高い地域や、海岸の侵食が著しい 26 海岸、約 46km を海岸保全区域に指定し、護岸や人工リーフなどの海岸保全施設を整備している。
- ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.b 2020 年までに、だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。 「仙台防災枠組 2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。



<東京港・島しょ海岸保全施設整備事業>

- 東京都では国の気候変動がもたらす影響への対応方針に沿って、令和5年3月に「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」を、令和7年3月には「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を改定している。
- 伊勢湾台風級の台風による高潮に加え、気候変動の影響により将来の気温が 2℃上昇すると想定した場合の海面上昇を考慮し、防潮堤の嵩上げを段階的に実施、気候変動の影響による降雨量が 1.1 倍に増加することを想定し、水門閉鎖時の運河の氾濫を防ぐため排水機場の増設を実施する。
- 伊豆諸島、小笠原諸島の海岸は、外洋に面していること、台風の通過コースに近いことおよび冬季の季節風が強いこと等による波浪の影響を受ける。「防護」「環境」「利用」を考慮した中長期的な海岸整備を行っている。
- ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.b 2020 年までに、だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。 「仙台防災枠組 2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。



<ゼロエミッション・ビークル(ZEV)の導入>

- 「未来の東京」戦略のゼロエミッション戦略に基づき、気候変動に立ち向かう行動を加速し、ゼロエミッション東京を実現するため、消防署等の車両の更新時期にあわせ、PHEV及びEVバイクを導入する。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.6 2030 年までに、大気の水質やごみの処理などに特に注意をはらうなどして、都市に住む人（一人当たり）が環境に与える影響を減らす。
	13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。




<都府施設の ZEB 化推進>

- ZEB(Net Zero Energy Building)は、建物におけるエネルギー消費量を、省エネルギー性能や再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間消費量が正味又は概ねゼロとなる建物である。
- 都府施設の屋根や外壁の二重化等による高断熱化のほか、高効率空調の導入、空調と照明の最適制御技術の導入等の省エネルギーを実現する。
- 資金使途として予定している三宅島警察署は、昭和47年3月に建築され、老朽狭隘が著しい施設であるため、移転改築するもの。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.6 2030 年までに、大気の水質やごみの処理などに特に注意をはらうなどして、都市に住む人（一人当たり）が環境に与える影響を減らす。
	13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。



<水道施設の省エネ化>

- 水道施設には浄水処理の過程等において送配水するための設備が多数存在する。浄水場や給水所のポンプ設備において電力を使用しており、設備を更新する際には、エネルギー効率が最適な機器を選定する。2025 年度から 2029 年度の 5 年間で 30 台以上の省エネ型ポンプ設備(インバータ制御方式)の導入を図る。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	7.3 2030年までに、今までの倍の速さで、エネルギー効率をよくしていく。
	9.4 2030年までに、資源をよりむだなく使えるようにし、環境にやさしい技術や生産の方法をより多く取り入れて、インフラや産業を持続可能なものにする。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。




<下水道事業におけるエネルギー・地球温暖化対策>

- 下水処理は水処理工程と汚泥処理工程に大きく分けられ、その過程で大量の電力や燃料等のエネルギーを必要とするため、一般的に温室効果ガスの排出量が多くなる。東京都下水道局は、省エネルギーや処理工程・方法の効率化などにより、温室効果ガスの削減に取り組んでいる。
- 今回資金を充当する取り組みは、①森ヶ崎水再生センターの下水汚泥から発生する消化ガスを有効活用する消化ガス発電事業、②微細気泡散気装置の導入による、従来の散気装置と比較した電力使用量の約2割削減、③省エネルギー型の汚泥濃縮機や汚泥脱水機の導入による電力使用量の削減である。なお、①の事業方式は設計(Design)、建設(Build)、運営・維持管理(Operate)を一体的に民間事業者へ委託するDBO事業として実施する。
- ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	7.3 2030年までに、今までの倍の速さで、エネルギー効率をよくしていく。
	13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。


<浸水対策>

- 近年、全国の豪雨災害は増加しており、東京都においても時間50ミリを超える降雨が増加傾向にある。気候変動に伴う降雨量、大雨の発生頻度の増加が見込まれ、激甚化・頻発化する豪雨への対策強化が急務となっている。また、ハード対策に加え、自助につながる情報発信等のソフト対策の充実も必要である。
- これまで津波や内水はん濫に対応する耐水化は完了しているが、目標を超える降雨や複合災害等による水害に伴い下水道施設が浸水し、汚水処理や雨水排除ができなくなる場合、社会経済活動に多大な影響を及ぼすこととなるため、施設の耐水化の強化による揚水機能等の下水道機能の確保が必要である。
- ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	6.3 2030年までに、汚染を減らす、ゴミが捨てられないようにする、有害な化学物質が流れ込むことを最低限にする、処理しないまま流す排水を半分に減らす、世界中で水の安全な再利用を大きく増やすなどの取り組みによって、水質を改善する。
	11.b 2020年までに、だれも取り残さず、資源を効率的に使い、気候変動への対策や災害への備えをすすめる総合的な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。「仙台防災枠組 2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理について定め、実施する。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。


< 都立施設の改築・改修等(緑化整備) >

- 都立学校の敷地の緑化を行い、自然環境の保全を推進する。具体的には校庭の芝生化、屋上の緑化、植樹により、緑の空間を整備する。
- ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の、持続可能な形の管理をすすめ、森林の減少をくいとめる。また、おとろえてしまった森林を回復させ、世界全体で植林を大きく増やす。



< 都立公園の整備 >

- 公園・緑地には、「レクリエーション」、「防災」、「環境保全」、「景観形成」などの機能があり、東京都は緑溢れる東京の実現に向け、緑のネットワークの拠点となる都市公園(都立公園)の整備を行っている。
- 資金充当するのは新規に公園を整備する「一般公園造成」で、新規開園(既存の公園の拡張整備等)に直接つながる構築(整備工事及び工事に必要な用地取得等)を予定している。東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。
- ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の、持続可能な形の管理をすすめ、森林の減少をくいとめる。また、おとろえてしまった森林を回復させ、世界全体で植林を大きく増やす。


< 水辺空間における緑化の推進 >

- 河川に対しては治水機能の向上だけでなく、水辺に親しみ、生きものを育み、自然とふれあえ、美しい景観を創出するなどの、都市に残された貴重な空間として、様々な期待が寄せられている。東京都はこれまで、こうした声にこたえ、親水性の高い緩傾斜護岸や護岸等の緑化、生きものがすみやすい構造の採用など、自然環境の保全・回復や水辺利用にも配慮した整備を進めてきた。
- ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.7 2030年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。
	15.1 2020年までに国際的な協定にしたがって、森林、湿地、山地、乾燥地など陸上の生態系と、内陸の淡水地域の生態系、および、それらがもたらす自然の恵みを、守り、回復させ、持続可能な形で利用できるようにする。 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の、持続可能な形の管理をすすめ、森林の減少をくいとめる。また、おとろえてしまった森林を回復させ、世界全体で植林を大きく増やす。



<外濠の水辺再生事業>

- 外濠の水辺空間はアオコの大量発生により、まちに安らぎや潤いを与える機能を十分に発揮できておらず、都市の魅力が低下している状況が発生している。
- 外濠の水辺再生事業は、歴史的財産である外濠の水質改善を進め、都心で働く人々に癒しの場を提供するとともに、品格ある景観を形成し、魅力あるまちづくりへつなげていき、外濠浄化の推進を契機として、「水の都」東京を甦らせることを目的とする。
- 恒久的な水質改善対策として、外濠の特性(閉鎖性水域、史跡指定)を踏まえ、浄化装置などの常設ではなく、浄化用水の導入により濠水の滞留を防止して、アオコの大量発生を抑制する対策を実施することとし、導水に必要な施設を整備する。
- ICMAの事業カテゴリとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	15.1 2020年までに国際的な協定にしたがって、森林、湿地、山地、乾燥地など陸上の生態系と、内陸の淡水地域の生態系、および、それらがもたらす自然の恵みを、守り、回復させ、持続可能な形で利用できるようにする。


<環境にやさしい都営バスの導入>

- 東京都は更新する車両の全てを最新の排出ガス規制に適合したノンステップバスとし、NOx(窒素酸化物)、PM(粒子状物質)の削減に努めている。
- 特に近年、導入を進めている燃料電池バスは、燃料となる水素と酸素を化学反応させて作った電気により、モーターを駆動させ走行するバスで、走行時には水しか排出しない。
- 都営バスでは燃料電池バスの導入に向け、平成27年7月、走行実証実験を行い、平成28年度に2両を導入した。また、平成29年3月21日から、市販車では日本初となる営業運行を開始し、令和8年4月1日現在87両を保有している。
- ICMAの事業カテゴリとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.6 2030年までに、大気の本質やごみの処理などに特に注意をはらうなどして、都市に住む人(一人当たり)が環境に与える影響を減らす。
	13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

<林道の整備>


- 林道は森林の内外に通じて林産物(木材、きのこ等)の搬出など林業経営のために必要な通行を目的として築造された道路で、森林資源の高度な利用を推進し、山村地域における林業経営の安定、山村住民の生活環境の向上及び森林の適切な保育管理を行うためのもの。
- 東京都は既設林道の機能向上と交通の安全を確保するため、林道の改良・舗装・維持管理を実施している。
- 東京都は令和3年6月に「森づくり推進プラン」を改定し、①森林循環を促進し公益的機能を高める森林整備、②生産性と収益性の高い林業経営、③多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大、④都民や企業等による森林利用の拡大の4つの戦略により、体系的な施策展開を行っている。加えて、「50年、100年先の『東京都の森林の将来展望』～東京フォレストビジョン～」の実現に向け、主伐事業による花粉の少ないスギ等への植替えの加速、花粉飛散量の減少、多摩産材のブランド化、スマート林業の確立、木材利用の拡大等に取り組んでいる。
- ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の、持続可能な形の管理をすすめ、森林の減少をくいとめる。また、おとろえてしまった森林を回復させ、世界全体で植林を大きく増やす。

■ブループロジェクト



<東京港藻場創出活動>

- 藻場は魚介類等の産卵・保育場の提供、水産資源の増大など、多様な生きものの生息・生育環境としての機能を有する。加えて、藻場が有する多様な機能等を学ぶ環境学習の場としての機能が期待される。
- 東京都は2024年12月に東京港藻場創出の活動方針を策定し、多様な生物の生息場や環境学習の場としての機能に着目し、継続的な藻場創出のための活動を中心に取組を推進することとしている。
- 活動にあたっては、NPO・民間企業の参画を得て、イベント形式で都民に環境学習の機会を提供し、参加者の環境対策への意識向上につなげていく。
- 具体的な施策の一つとして、藻場を創出するための生育基盤を整備する。
- ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	14.2 2020年までに、海と沿岸の生態系に重大な悪い影響がでないように、回復力を高めることなどによって、持続的な管理や保護をおこなう。健全で生産的な海を実現できるように、海と沿岸の生態系を回復させるための取り組みをおこなう。

＜ブルーインフラの整備＞

- ・ 国は藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物を「ブルーインフラ」と位置付け、日本全国の海への拡大を目指している。東京都においてもブルーインフラの保全・再生・創出の拡大に向けた環境整備等の取組を進める。
- ・ 具体的には伊豆諸島特有の地域環境に応じて、生物生息場の機能を併せ持つ港湾の整備を検討している。
- ・ ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	14.2 2020 年までに、海と沿岸の生態系に重大な悪い影響がでないように、回復力を高めることなどによって、持続的な管理や保護をおこなう。健全で生産的な海を実現できるように、海と沿岸の生態系を回復させるための取り組みをおこなう。

■生物共生型の港湾施設整備事例



- 1) 防波堤の背後に盛土することにより、防波堤の安定性を高めるとともに、浅場が造成されることによる新たな水生動植物の生息環境を創出する。
- 2) 浅場の造成には航路・泊地の浚渫土砂を有効活用し、コスト縮減の環境負荷の低減の両立を図る。

[出所：国土交通省資料]


■生物多様性等のイメージ



[出所：東京都の東京港藻場創出の活動方針]


<栽培漁業の推進(東京都栽培漁業センターの改築)>

- 栽培漁業とは水産資源を守りながら持続可能な漁業を実現するための取り組みで、貝や魚などの稚魚を人工的に育て、自然の海や川に放流し、成長した後に漁獲する事で、資源の減少を防ぎながら安定した漁業を可能とする。
- 東京都栽培漁業センターでは種苗生産対象種としてサザエ、アワビ、フクトコブシの種苗生産・配付を行い、伊豆諸島の栽培漁業に貢献している。
- 東京都栽培漁業センターは施設整備から30年近くを経過し、施設の更新時期を迎えているため、今般改築する。魚類と藻類の生産を新たに開始し貝類や魚類の生育環境を整えるとともに、教育展示棟を新設し、伊豆諸島における海洋環境の変化や栽培漁業の意義について普及啓発を行う。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	14.2 2020年までに、海と沿岸の生態系に重大な悪い影響がでないように、回復力を高めることなどによって、持続的な管理や保護をおこなう。健全で生産的な海を実現できるように、海と沿岸の生態系を回復させるための取り組みをおこなう。

<漁業の推進(東京都島しょ農林水産総合センターの改築)>

- 東京都島しょ農林水産総合センターは伊豆・小笠原諸島の農林水産業の一体的振興を使命として、奥多摩から日本の最南端の沖ノ鳥島に至る東京の川・海・島で営まれる農林水産業を、試験研究・普及指導の技術力で支援している。
- 東京都江東区の総合センターのほか、大島、三宅島、八丈島に事業所を構える。今般の具体的な資金使途は、八丈事業所の施設老朽化に伴う改築を予定している。水産資源の持続的利用に向けた調査・研究体制の充実、環境制御型飼育施設等の活用による生体把握・養殖技術開発などの「ICT等の情報技術を活用した研究の高度化」、耐震、対塩性の施設による「安全性確保と施設の長寿命化」、展示室のほか、島民の一次避難所として機能を強化し「公共施設としての地域貢献」を図る。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	14.2 2020年までに、海と沿岸の生態系に重大な悪い影響がでないように、回復力を高めることなどによって、持続的な管理や保護をおこなう。健全で生産的な海を実現できるように、海と沿岸の生態系を回復させるための取り組みをおこなう。

<ブループロジェクトとしての確認>

- 国際金融公社(IFC)は2022年1月、グリーンボンド原則の枠組みを用いて、海洋と沿岸の保全強化と汚染のない水資源の増加に向けた資金調達を促進するために「ブルーファイナンスのガイドライン」を策定した。これを踏まえ、国際資本市場協会(ICMA)、IFC、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)、国連グローバル・コンパクト(UNGC)及びアジア開発銀行(ADB)は、「Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy - A Practitioner's Guide -」(SBEガイド)を2023年9月に公表した。
- SBEガイドでは、持続可能なブルーエコノミーのための投資の重要性を述べており、海洋関連プロジェクトを対象とした資金調達の考え方を示している。R&Iは本プロジェクトが「SBEガイド」に沿ったブループロジェクトに該当することを確認した。



選定の考え方	対象プロジェクトの内容
1. プロジェクトがグリーンボンド原則の事業区分に合致し、適用される法令を遵守した上で、SDGsの6または14に実体的に貢献するか？	<ul style="list-style-type: none"> ・東京港藻場創出活動及びブルーインフラの整備はグリーンボンド原則の「生物多様性の保全」の事業区分に合致する。 ・藻場の創出を通じた豊かな海域環境・生物生息環境の創出を目指す。対象プロジェクトは海洋生態系の回復につながることから、SDGs14に貢献するといえる。 ・持続可能な栽培事業や漁業は、グリーンボンド原則の「自然資源・土地利用の持続可能な管理」の事業区分に合致する。 ・対象プロジェクトは、水産資源の保全や海洋環境に配慮した持続可能な養殖事業の推進を通じてSDGs14に貢献するといえる。
2. プロジェクトにパリ協定の目標を含む他の環境面での優先事項の進捗に影響を及ぼすリスクがないか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルーインフラの整備は海洋生態系の保全を通じて脱炭素を寄与する事業であり、気候変動への対応にもつながり、SDGs13への貢献がある。 ・事業に取り組むにあたり、一時的には整備に伴う資材の運搬や工事により化石燃料を使用することもありうるが、中長期的に環境改善が見込まれることから、環境面で現在、いずれのプロジェクトも他の環境面での優先事項の進捗に重大な影響を及ぼすリスクはないと判断した。 ・2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、東京都は気候変動緩和に取り組んでいる。 ・他の環境面での優先事項の進捗に影響を及ぼすリスクは特段ないと判断した。
3. SBEガイドライン Appendix1の非適格な事例に該当しないか、重要な環境・社会リスクがある場合、プロジェクトの実施においてIFCパフォーマンススタンダードなどの環境・社会・ガバナンス(ESG)のセーフガードや基準が適用されるか？	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で想定される重大な環境・社会リスクは確認されない。 ・都条例をはじめ各種法令等により、プロジェクトに伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずる。また、藻場造成等に適した条件を確認するため、海域の環境調査等も予定している。

- ・ 東京港藻場創出活動及びブルーインフラの整備は海洋及び沿岸の生態系の保全・改善及び復元に資することから、両事業は「海洋生態系の管理、保全、再生」に当たる。グリーンプロジェクトとの対応関係では、共に「生物多様性の保全」、「自然資源保護」にインパクトがあるといえる。加えて、ブルーインフラの整備は「気候変動の緩和」にも寄与する。
- ・ 栽培漁業の推進(東京都栽培漁業センターの改築)及び漁業の推進(東京都島しょ農林水産総合センターの改築)は、いずれも持続可能な漁業を実現するための取り組みであり、「持続可能な海洋サプライチェーン」に当たる。グリーンプロジェクトとの対応関係では、共に「自然資源保護」にインパクトがあるといえる。

(3) ソーシャルプロジェクトの社会的効果



<防災公園施設整備>

- ・ 防災公園と呼ばれる公園は、避難場所や活動拠点に指定され、震災から都民の命を守る重要な場所となっている。東京都や都内各市の総合的な防災計画である地域防災計画では、都立公園 63 カ所が「防災公園」とされているほか、36 カ所が大規模救出救助活動拠点やヘリコプター活動拠点などに指定されている。
- ・ 東京都では公園の防災性を更に高めるため、防災公園の整備を進めている。具体的には、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための夜間照明の充実、非常用発電設備やソーラーパネル、蓄電池等による停電時の電源確保など防災公園整備に関わる計画、設計、工事を実施するとともに、震災時の都立公園の円滑な利用を図るため、震災時利用計画を作成している。
- ・ 東京都が認識する社会的課題は、災害時の避難場所や救出・救助の活動拠点等の確保であり、地域住民など公園を利用する人々に便益をもたらすものである。
- ・ ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 11 住み続けられるまちづくりを	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。
 13 気候変動に具体的な対策を	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。




<東京港廃棄物処理場建設事業(新海面処分場・中央防波堤外側処分場)>

- ・ 循環的利用のできない廃棄物等を適正に処分できるよう中央防波堤外側埋立地や新海面処分場を建設する。廃棄物等はリサイクル・有効利用を図って埋立処分する量を削減し、できる限り長く処分場を利用していく。
- ・ 将来は、「東京港の長期構想」及び「東京港湾計画」に基づき、ふ頭用地などの港湾施設を整備するとともに大規模な緑地空間を確保する予定。
- ・ 東京都が認識する社会的課題は、過密した東京の内陸部に確保困難な廃棄物最終処分場の整備であり、都民に便益をもたらすものである。
- ・ ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 11 住み続けられるまちづくりを	11.6 2030 年までに、大気やごみの処理などに特に注意をはらうなどして、都市に住む人（一人当たり）が環境に与える影響を減らす。
 12 つくる責任 つかう責任	12.4 2020 年までに、国際的な取り決めにしたがって、化学物質やあらゆる廃棄物（ごみ）を環境に害を与えないように管理できるようにする。人の健康や自然環境に与える悪い影響をできるかぎり小さくするために、大気、水、土壌へ化学物質やごみが出されることを大きく減らす。 12.5 2030 年までに、ごみが出ることを防いだり、減らしたり、リサイクル・リユースをして、ごみの発生する量を大きく減らす。


<安全対策促進事業費補助(私立学校の耐震化)>

- 安全対策促進事業費補助は園舎・校舎等の教育施設の耐震化を図るために平成 15 年度から開始した補助制度で、平成 19 年度から個人立又は宗教法人立幼稚園に対しても補助を実施している。対象となる工事等は、耐震診断、耐震補強工事及び付帯工事、耐震改築工事及び付帯工事、アスベストの除去・封じ込め又は囲い込み工事である。
- 対象となる建物は新耐震基準(昭和 56 年度施行)前の基準により建築された園舎、校舎及び屋内運動場等の教育施設。
- 東京都が認識する社会的課題は災害時における児童・生徒等の安全の確保であり、通学する幼児・児童・生徒等に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 4 質の高い教育をみんなに	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
 11 住み続けられるまちづくりを	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。
 13 気候変動に具体的な対策を	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。


<水道施設等の自家発電設備の新設・増強>

- 大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、計画一日平均配水量を供給可能な規模で自家発電設備を整備する。浄水場では高度浄水処理に必要な電力を常用発電設備で確保し、取水、送配水などに必要な電力を非常用発電設備により確保する。給水所等では、送配水などに必要となる電力を非常用発電設備により確保し、自家発電設備の燃料は 72 時間運転できる量を可能な限り確保する。
- 東京都が認識する社会的課題は、大規模停電時等における安定給水の確保であり、水道使用者に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 11 住み続けられるまちづくりを	11.3 2030 年までに、だれも取り残さない持続可能なまちづくりをすすめる。すべての国で、だれもが参加できる形で持続可能なまちづくりを計画し実行できるような能力を高める。


< 導水施設の二重化・更新 >

- ・ 導水施設は、取水施設で取水した原水を浄水場へ送る重要な施設であり、災害や事故で破損した場合、浄水場が停止し、断水に直結することとなる。このため、東京都では導水施設のバックアップ機能を確保することを目的として、二重化を進めている。
- ・ 一部の導水施設は、いまだ二重化の整備が不十分な状況であり、また、既設の導水施設の中には、布設年度が古い施設が存在しており、更新の検討が必要である。
- ・ 東京都が認識する社会的課題は、災害や事故時だけでなく、更新などの工事の際における安定給水の確保、布設年度が古い導水施設の更新であり、水道使用者に便益をもたらすものである。
- ・ ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 13 気候変動に具体的な対策を	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

< 水再生センター・ポンプ所の震災対策 >



- ・ 首都直下地震などの地震や津波が発生したときに備え、水再生センターやポンプ所の震災対策を推進することで、震災時の下水道機能を確保する。
- ・ 停電時にも下水道事業を安定的に継続するため、必要な電力を発電可能な非常用発電設備の増強を進める。
- ・ 東京都が認識する社会的課題は首都直下地震などが発生した際の下水道機能の確保であり、都民及び下水道利用者へ便益をもたらすものである。
- ・ ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 13 気候変動に具体的な対策を	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

< 街路整備 >



- ・ 道路は都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として重要な役割を担っている。この役割とは、膨大な交通需要に対応するとともに、災害時の避難・救援路として、また、電気・ガス・上下水道・電話などの施設を収容する空間としての機能である。
- ・ 都内には現在、延長 3,204km の都市計画道路が計画されている。東京の渋滞解消・防災性の向上・環境改善を図るとともに、震災時の救援・支援活動や復興支援を支える交通・物流ネットワークの強化に資する道路整備を進めていく。
- ・ 都市の骨格となる道路ネットワークを形成するため、区部の放射・環状方向、多摩の南北方向や区部と多摩を東西方向に結ぶ骨格幹線道路について、つながっていない区間(ミッシングリンク)や橋梁等を重点的に整備する。

- 市街地では、地域の防災性の向上や円滑な交通を確保するなど地域生活を支える基幹的な幹線道路を整備する。
- 震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域(整備地域)において、延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる防災上効果の高い特定整備路線の整備を進めていく。
- 東京都が認識する社会的課題は持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保であり、地域住民など都道を利用する人々に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていけるように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。



< 橋梁の長寿命化事業 >

- 橋梁は都民生活や社会経済活動を支える重要な都市基盤施設であり、中には歴史的な価値のある橋梁や地域のランドマークとなっている橋梁も数多くある。
- 東京都が道路法に基づき管理している橋梁は約 1,200 橋ある。多くは高度経済成長期に整備されており、今後、建設から 50 年以上経過する橋梁の割合は急速に増加していくと見込まれ、多くの橋梁が一斉に更新時期を迎えることが想定される。
- このことから、更新時期の平準化や総事業費の縮減に向けて、平成 21 年 3 月に策定した「橋梁の管理に関する中長期計画」に基づき、橋梁の損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う予防保全型管理への転換を進めてきた。
- 最新の定期点検結果によると補修等が必要な橋梁が全体の約 6 割と高い水準となっており、今後の維持管理・更新費の増加が懸念されている。このため、これまでの取組状況や最新の定期点検結果を踏まえて「中長期計画」の改定を行い、新たに定期点検結果に基づく補修事業を盛り込んだ「橋梁予防保全計画」を策定し、予防保全型管理をより一層推進し、持続可能な橋梁の維持管理を実現する。本計画は、管理橋梁の維持管理方針や「今後 10 年間の長寿命化事業計画」及び「5 年に 1 度の定期点検結果に基づく補修事業計画」を取りまとめたもの。
- 主要な橋梁の長寿命化事業は、212 橋のうち平成 22 年度から令和 7 年度までに 153 橋に着手している。緊急輸送道路等に架かる橋梁の耐震補強事業は、平成 22 年度から平成 27 年度までに 150 橋実施し、401 橋の対策が完了している。
- 東京都が認識する社会的課題は持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保であり、地域住民など都道を利用する人々に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていけるように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。
	11.7 2030年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。




< 港湾施設の長寿命化事業 >

- 首都圏の生活と産業を支える東京港が重要な役割を果たしていくため、高齢化が進む港湾施設等について、「東京港港湾施設等予防保全基本計画」に基づき、予防保全型の維持管理を進めてきた。
- これまでの取組に加え、東京港の橋梁・トンネルについて、道路ネットワークとしての機能を確保しつつ、さらなる延命化を図ることを目指して、「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」を策定した。
- 予防保全の観点から、従来の維持補修に加え「長寿命化対策」として施設の大規模改修を行い、性能を回復・向上させ、その後も点検や維持補修を適切に行うことで、さらなる延命化(100年程度の延命)を目指す。
- 対象施設は港湾局の所管する橋梁およびトンネルのうち、緊急輸送道路に位置付けられているもの、又は延長100m以上の道路橋及びトンネルを長寿命化計画対象施設とする。
- 東京都が認識する社会的課題は、持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保であり、地域住民など港湾施設を利用する人々に便益をもたらすものである。
- ICMAの事業カテゴリとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていけるように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。
	11.7 2030年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。

< 港湾建設事業 >



- 伊豆・小笠原諸島の離島の港湾は、住民生活の向上と産業の振興に寄与するため、社会資本整備重点計画等に基づいて地域の实情に即して、以下の方針により整備を行う。
- 離島の港湾は人や物の輸送拠点であるばかりでなく、島民の経済、文化、医療等の生活基盤や産業基盤に直接影響を及ぼす基幹施設であり島の表玄関である。このため、係留施設、水域施設、外郭施設の整備及び既存施設の機能拡充等により、定期船の就航率向上を図るとともに、乗降や荷役作業の安全性や効率性の向上に努める。加えて、津波や高潮といった災害にも備える。
- 東京都が認識する社会的課題は、持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保であり、地域住民に便益をもたらすものである。
- ICMAの事業カテゴリとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていけるように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。
	11.7 2030年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。 13.2 気候変動への対応を、それぞれの国が、国の政策や、戦略、計画に入れる。

< 漁港建設事業 >


< 空港整備事業 >

- 伊豆・小笠原諸島の離島の漁港、空港は、住民生活の向上と産業の振興に寄与するため、社会資本整備重点計画等に基づいて地域の実情に即して、以下の方針により整備を行う。
- 離島の重要な産業である水産業の基盤となる漁港は、港内静穏度の向上を目指し、防波堤などの外郭施設を重点に安全で安心して使える漁港となるよう整備を進めるとともに、施設の機能保全に努めていく。
- 空港については調布、八丈島、大島、三宅島、新島及び神津島の6空港の整備及び管理を行っている。空港は島民の生活安定、産業の振興及び高速交通ニーズへの対応に重要な役割を果たしており、一層の安全確保及び利用者の利便性の向上を図るよう空港の整備を進める。
- 東京都が認識する社会的課題は、持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保であり、地域住民に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていけるように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。
	11.7 2030年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。



< 都立図書館整備 >

- 都は中央図書館、多摩図書館を整備し広く利用されている。
- 都立中央図書館は昭和47年に建設され築50年を数える。平成7、8年にかけて大規模改修を実施しているが、その後20年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいる。このため、図書館運営へ支障を来すことがないよう改修工事を行う。具体的には、都立中央図書館における外壁及び空調配管設備等について、改修工事を行い、都民利用施設として、施設の機能確保のための取組を進める。
- 東京都が認識する社会的課題は、持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保であり、都民はじめ施設利用者へ便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。

<文化施設の整備>



- 本件における対象施設は東京文化会館である。東京文化会館は「首都東京にオペラやバレエもできる本格的な音楽ホールを」という要望に応え、東京都が開都 500 年事業として建設し、昭和 36 年 4 月にオープンした。大ホール(2303 席)、室内楽やリサイタル等で使用される小ホール(649 席)、そのほかリハーサル室や各種会議室、さらに専門の音楽図書館である音楽資料室を備え、故前川國男氏設計による代表的なモダニズム建築としても知られ、「音楽の殿堂」として多くの人々に親しまれている。開館して 60 年以上経過しており、設備をはじめ施設全体の経年劣化が進んできていることから、全面的な設備機器更新等の大規模改修工事を行う。
- 国内外の一流な演出家・出演者による良質な公演の鑑賞機会を提供するホールとしての機能を維持するとともに、来館者の利便性の向上を図る。2028 年の改修工事完了を目指している。
- 東京都が認識する社会的課題は、持続可能なインフラの維持管理、利用者の安全・安心の確保であり、都民及び施設利用者へ便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
	11.4 世界の文化遺産や自然遺産を保護し、保っていくための努力を強化する。

<警察施設整備>


<消防施設整備>

- 東京都は所有する防災上重要な公共建築物について耐震化を進めてきた。
- 警察施設整備において想定する資金充当対象は都内の交番、駐在所の改築である。老朽化が進んだものや、老朽狭隘が著しい施設、島しょでは塩害の著しい施設について、現場での改築、移転を伴う改築を進める。
- 東京都では老朽化が進んでいる消防庁舎の建て替え・改修を順次進めている。建築から時間が経過していることや、狭あい化が著しいため改築する。本事業により防災拠点としての機能強化と事務効率・都民サービスの向上を図る。今回は亀有警察署青戸交番、世田谷消防署上北沢出張所等の改築への資金充当を予定している。
- 東京都が認識する社会的課題は、持続可能なインフラの維持管理、都民の安全・安心の確保であり、都民(地域住民)へ便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.3 2030年までに、だれも取り残さない持続可能なまちづくりをすすめる。すべての国で、だれもが参加できる形で持続可能なまちづくりを計画し実行できるような能力を高める。
	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。



<医療施設等整備>

- ・ 東京都は疾病の予防、衛生の向上、健康増進に関する相談、感染症対策、食品衛生や環境衛生の監視指導、検査検診など、多岐にわたる業務を担う保健所等を運営している。本件では島しょ保健所である小笠原出張所の庁舎の老朽化による建て替え資金に充当する。
- ・ 小笠原では現在住民が定住しているのは父島・母島のみで、小笠原出張所は当該地域の衛生管理を担う重要な役割を持つ。
- ・ 東京都が認識する社会的課題は行政的医療の提供や地域医療の充実など質の高い医療提供であり、地域住民に便益をもたらすものである。
- ・ ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	3.4 2030年までに、予防や治療をすすめ、感染症以外の病気で人々が早く命を失う割合を3分の1減らす。心の健康への対策や福祉もすすめる。




<給水所の新設、拡充及び更新>

- ・ 給水所は平時における安定給水の要であり、震災時などには水道水を水道使用者に供給する重要な施設である。これまでの給水所の整備によって、都内全体の給水の安定性は向上してきたものの、給水所が整備されていない地域が一部存在している。また、給水所は昭和30年代後半から整備され、50年以上が経過しているものもあり、今後、更新も必要となっている。
- ・ 一方、給水所には配水池上部を公園やグラウンドとして一般に開放しているものと、周囲を柵で囲い、一般に開放していないものがある。一部の給水所では施設稼働後に周辺地域の都市化が進展したことにより、現在は住宅地や商業地に位置するなど、地域との一体性が求められるケースがある。
- ・ 給水所の配水池容量の偏在解消に向けて給水所の整備が着実に推進され、地域の給水安定性が向上してきた。整備目標としては安定給水確保率：令和6年度末87% → 令和17年度末91%を目指している。
- ・ 東京都が認識する社会的課題は給水所の配水池容量の偏在解消等による安定給水の確保であり、地域住民に便益をもたらすものである。
- ・ ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 6 安全な水とトイレを世界中に	6.b 水やトイレをよりよく管理できるように、コミュニティの参加をすすめ、強化する。
 13 気候変動に具体的な対策を	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。

＜水再生センター・ポンプ所の再構築＞





- ・ 老朽化した水再生センター・ポンプ所を再構築することで、将来にわたり安定的に汚水を処理する機能や、雨水を排除する機能などを確保する。
- ・ 水再生センター・ポンプ所には膨大な数の設備があり、ポンプや焼却炉などの設備ではそれぞれ劣化の速度が異なるため、再構築に係る事業量の把握と平準化が必要である。
- ・ 設備ごとの経済的耐用年数をもとに、アセットマネジメント手法を活用し事業量を平準化するなど、再構築を計画的かつ効率的に推進する。
- ・ 東京都が認識する社会的課題は老朽化した水再生センター・ポンプ所における施設や設備の再構築による安定的な下水道機能の確保であり、都民及び下水道利用者へ便益をもたらすものである。
- ・ ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 12 つくも責任 つかう責任	12.4 2020 年までに、国際的な取り決めにしたがって、化学物質やあらゆる廃棄物（ごみ）を環境に害を与えないように管理できるようにする。人の健康や自然環境に与える悪い影響をできるかぎり小さくするために、大気、水、土壌へ化学物質やごみが出されることを大きく減らす。
 13 気候変動に具体的な対策を	13.1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。
 14 海の豊かさを ぼうぼう	14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化など、特に陸上の人間の活動によるものをふくめ、あらゆる海の汚染をふせぎ、大きく減らす。

＜都立学校の整備＞




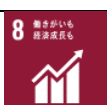

- ・ 東京都は小学校、中学校、高校、特別支援学校など 256 校を運営している。
- ・ これらの多くは昭和 40 年代及び平成一桁の時期に集中的に建設されており、前者については施設そのものの老朽化が進行し、後者については設備を中心とした改修時期を迎えているため、これらを計画的に維持更新することにより、施設の機能不全や安全性の低下を招くことなく質の高い行政サービスの提供を継続する。
- ・ 東京都は平成 21 年 2 月に「主要施設 10 か年維持更新計画」を策定し、さらに平成 27 年度以降の 10 年間を対象期間とした「第二次 主要施設 10 か年維持更新計画」を平成 27 年 3 月に、令和 4 年度以降の 10 年間を対象期間とした「第三次 主要施設 10 か年維持更新計画」を令和 4 年 3 月に策定した。本計画に基づき、都立施設の維持更新を今後とも着実かつ適切に進めていく。

- ・ 東京都が認識する社会的課題は誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育の実現であり、児童・生徒に便益をもたらすものである。
- ・ ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 4 質の高い教育をみんなに	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5.b 女性が能力を高められるように、インターネットなどの技術をさらに役立てる。
 8 働きがいも経済成長も	8.6 2020 年までに、仕事も、通学もせず、職業訓練も受けていない若い人たちの数を大きく減らす。
 10 人や国の不平等をなくそう	10.2 2030 年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにすすめる。

< 特別支援学校の整備 >

- ・ 都立特別支援学校の起源は明治 41 年に創設された私立盲人技術学校で、東京都は古くから障害者の教育に取り組んできた。
- ・ 特別支援教育は障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援をするもの。
- ・ これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施される。
- ・ 特別支援教育は障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。
- ・ 特別支援学校は特別支援教育の充実を図るために設置される学校で、在籍者数の将来推計を踏まえて、知的障害特別支援学校の教育環境を充実すべく拡充を図っている。必要な教室数を確保することで、間仕切り教室、転用教室の解消を進めている。
- ・ 近年の施策としては、知的障害が軽度から中度の生徒の着実な企業就労を実現するため、基礎的な職業教育を実施する職能開発科を増設している。このほか、病弱教育部門を設置し、病院内教育を充実するとともに、病院内訪問教育機能を拠点化し、在籍者数の変動に柔軟に対応できる指導体制の構築を図っている。
- ・ 東京都が認識する社会的課題は障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組の支援であり、障害のある幼児・児童・生徒に便益をもたらすものである。
- ・ ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。



SDGs 目標	
	1.5 2030年までに、貧しい人たちが特に弱い立場の人たちが、自然災害や経済ショックなどの被害にあうことをなるべく減らし、被害にあっても生活をたて直せるような力をつける。
	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
	5.4 お金が支払われない、家庭内の子育て、介護や家事などは、お金が支払われる仕事と同じくらい大切な「仕事」であるということを、それを支える公共のサービスや制度、家庭内の役割分担などを通じて認めるようにする。
	8.6 2020年までに、仕事も、通学もせず、職業訓練も受けていない若い人たちの数を大きく減らす。
	10.2 2030年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにすすめる。

<都立学校の整備(東京都立大学)>

- 東京都立大学は 1949 年に開学した旧東京都立大学を前身校の一つとし、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学との統合を含む組織再編を経て発展し、現在は、東京都が設置する大学として、都市の高度な機能と豊かな自然環境を活かした教育・研究を展開している。
- 2028 年 4 月に文理の枠にとらわれない新たな学びを英語で提供する「共創学部(Faculty of Global Innovation and Development)」を開設する。共創学部は幅広い学問領域の知を集合させた新たな学びを通して、持続可能な都市の実現や地球規模の課題解決に挑むソーシャルイノベーション人材(※)を育成する。入学定員は 75 名(日本人学生 50 名程度、留学生 25 名程度)で、開設場所を東京都立大学南大沢キャンパスとする。これに伴い、日本人学生と留学生との国際交流の場として活用する国際交流会館を改修する。

(※)課題の本質を見極め、学問の力でその解決に取り組みながら、社会の仕組みや構造に深く関わり、持続的な社会を生み出す力をもつ人材。



- 2025 年 6 月 13 日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、2026 年度より司法試験においてデジタル化(CBT 化:PC を使ってテストセンターで受験)にて行うこととされた。これに合わせて学生が適切に対応できるようにするとともに、ICT を活用した教育の質向上を図り、学生の学修環境を改善するために、教育環境を整備する。
- 東京都が認識する社会的課題は、学生が自らの可能性を開花できる環境を整備し、社会の課題解決に貢献する高度な人材を育成することであり、学生に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
	10.2 2030年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにすすめる。

<都立学校施設開放(DX)>

<都立学校公開講座(DX)>



- 東京都の都立学校施設(グラウンドや体育館、図書館等)の貸し出しは、各学校の経営企画室が窓口となり、体育施設開放事業として登録団体向けに実施している。本事業はシステム未導入で、都の他事業や他自治体と比較して遅れを取っており、都民の利便性向上のためにも、システム導入は必須となっている。
- 団体登録証の作成・交付、申請書の確認、抽選といった一連の作業を手作業で行っている。特に電話・はがき等の多岐に渡る申請対応、申請者との調整等に多くの時間を割いており、経営企画室の負担も重い。
- 公開講座も同様で、講座内容の検討や教員・実施場所の手配に多くの時間を要している。特に、新たな講座を実施する場合は講座内容や実施要領を一から検討・決定しなければいけないため、学校側のハードルが高い。
- 定員を越す応募の場合の抽選、紙面で受講者への決定通知・受講案内・納付書の作成を手作業での対応が必要となっている。このほか受講料未納者への督促などもあり、作業負担が大きい。
- 東京都が認識する社会的課題はデジタルの力を活用した行政の QOS(Quality of Service)の向上で、利用する都民に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
 4 質の高い教育をみんなに	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
 16 平和と公正をすべての人に	16.6 効果的なはたらきができ、そのはたらきについて十分な説明ができ、だれにでもそのはたらきの内容や過程がわかるような公的な機関を、あらゆるレベルで発展させる。

<介護老人保健施設の整備費補助>




<特別養護老人ホームの整備費補助>

- 東京都は令和 6 年 3 月に策定した「東京都高齢者保健福祉計画」(介護保険事業支援計画を含む。)などに基づいて、地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らしていることができる東京の実現を目指している。
- 介護老人保健施設は在宅生活への復帰を目指す要介護高齢者に対し、看護、介護、医療及び日常生活上の世話を行う施設であり、東京都では 令和 12 年度末までに介護医療院と合わせ 3 万人分を確保することを目標としている。東京都が認識する社会的課題は介護を必要とする高齢者の在宅生活への復帰であり、介護を必要とする高齢者に便益をもたらすものである。
- 特別養護老人ホームは常時介護を必要とし、在宅生活が困難な高齢者に対し、介護等の支援を行う施設であり、東京都では 令和 12 年度末までに 6.4 万人分を確保することを目標としている。東京都が認識する社会的課題は在宅での生活が困難な高齢者に対する生活全般の介護の提供、機能訓練等であり、介護を必要とする高齢者に便益をもたらすものである。
- 補助の対象はいずれも当該施設の工事費、工事請負費及び工事事務費(設計監理料等)を補助するもの。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	1.3 それぞれの国で、人びとの生活を守るためのきちんとした仕組みづくりや対策をおこない、2030年までに、貧しい人や特に弱い立場にいる人たちが十分に守られるようにする。
	3.4 2030年までに、予防や治療をすすめ、感染症以外の病気で人々が早く命を失う割合を3分の1減らす。心の健康への対策や福祉もすすめる。





<ミドル層の負担軽減のための介護情報ポータル構築事業>

- 東京都における要介護(支援)認定者数は増加傾向にある。後期高齢者の要介護(支援)認定率は、前期高齢者の要介護(支援)認定率の約7倍と高く、東京都においても後期高齢者の人口は年々増加している。
- 働きながら介護に取り組む忙しいミドル世代層の負担軽減を図るため、AIチャットボットを活用しながら介護に関する情報をワンストップで収集できるほか、地域包括支援センターを24時間予約(これまで主に月曜から土曜の日中)できるシステム基盤を構築する。
- 都や関係機関が提供する介護に関する様々な情報(介護保険制度、想定される状況に応じた対応など)を一元化し、検索しやすく提供する。さらに対話型で要望を聞き取り、要介護者の状況等に応じて適切なサービスや施設等の情報を提供する。また、地域包括支援センターへの相談を24時間予約できる機能も持たせる。当事業は介護に取り組むミドル世代層及び介護を必要とする高齢者に便益をもたらすものである。
- ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	3.4 2030年までに、予防や治療をすすめ、感染症以外の病気で人々が早く命を失う割合を3分の1減らす。心の健康への対策や福祉もすすめる。
	8.2 商品やサービスの価値をより高める産業や、労働集約型の産業※を中心に、多様化、技術の向上、イノベーションを通じて、経済の生産性をあげる。
	16.6 効果的なはたらきができ、そのはたらきについて十分な説明ができ、だれにでもそのはたらきの内容や過程がわかるような公的な機関を、あらゆるレベルで発展させる。





<知的障害者(児)施設整備>

- 東京都は、強度行動障害がある重度・最重度の知的障害者(児)へ支援するため、八王子市で知的障害者(児)施設を運営している。本件の資金使途は老朽化した障害者施設の改築・改修工事。
- 東京都が認識する社会的課題は強度行動障害がある重度・最重度の知的障害者(児)への支援であり、主に知的障害者に便益をもたらすものである。
- ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	1.3 それぞれの国で、人びとの生活を守るためのきちんとした仕組みづくりや対策をおこない、2030年までに、貧しい人や特に弱い立場にいる人たちが十分に守られるようにする。
	4.a 子どものごと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
	10.2 2030年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにすすめる。
	16.2 子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形の暴力や拷問をなくす。





<障害者(児)施設の整備費補助>

- 東京都は障害者(児童)の地域での生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備を行う設置者の負担を軽減する特別助成を実施し、地域生活の基盤整備を促進している。また、児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を未設置地域に設置する場合、補助額を上乗せし、障害児の支援体制の構築を推進している。さらに、重度障害者に対応する事業所を整備する場合、補助対象となる基準額の引き上げを行い、重度障害者に対応した生活基盤の整備を図っている。本件の資金用途はこの整備に係る補助金である。
- 東京都が認識する社会的課題は障害者(児)が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、必要なサービスの確保や基盤整備を促進するための支援であり、主に障害者(児)に便益をもたらすものである。
- ICMAの事業カテゴリーとSDGsのマッピングテーブルを参考に対象事業によるSDGsへの貢献については以下に整理した。充当プロジェクトとSDGsとの対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	1.3 それぞれの国で、人びとの生活を守るためのきちんとした仕組みづくりや対策をおこない、2030年までに、貧しい人や特に弱い立場にいる人たちが十分に守られるようにする。
	4.a 子どものごと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
	10.2 2030年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにすすめる。
	16.2 子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形の暴力や拷問をなくす。

＜児童福祉施設整備＞

- 不良行為を行う又は行う恐れのある児童及び家庭環境・その他環境などの理由により、生活指導を要する児童が入所又は保護者の下から通い、生活指導、学習指導、就業指導等を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図る児童自立支援施設の整備であり、本件の資金使途は老朽化した校舎の改築工事。
- 東京都が認識する社会的課題は自立支援を必要とする児童への対応であり、自立支援を必要とする児童に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	1.3 それぞれの国で、人びとの生活を守るためのきちんとした仕組みづくりや対策をおこない、2030年までに、貧しい人や特に弱い立場にいる人たちが十分に守られるようにする。
	4.a 子どものこと、障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける。
	10.2 2030年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにすすめる。
	16.2 子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形の暴力や拷問をなくす。



＜公営住宅建設事業＞

＜住宅営繕事業＞

- 本件の資金使途は老朽化した都営住宅の建て替え及び経年劣化等による都営住宅の営繕である。
- 平成 29 年 10 月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」)が改正され、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②改修や入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者の居住支援を主な内容とする新たな住宅セーフティネット制度が創設された。
- 高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者は、①低所得・低資産であるなど経済力が低いこと、②世帯の特性に適した住宅が市場で十分に取引されていないこと、③社会関係力が弱いなどの属性等により入居制限を受けやすいことや、自力では的確な選択が困難なことなどから、市場で適正な水準の住宅を円滑に確保することが難しい場合がある。
- 東京都は住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を着実に進めていくため、平成 30 年 3 月に「東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を策定し、登録目標戸数や住宅確保要配慮者の範囲、東京の実情に応じた登録基準を設定するとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のために必要な施策を掲げている。計画期間は令和 12 年度までである(住宅マスタープランの計画期間)。
- 都営住宅は、公営住宅法その他関連する法令に基づき、市場において自力で適正な水準の住宅を確保することが困難な世帯への住宅供給を行う住宅セーフティネットの中心的役割を担っている。都営住宅を良質なストックとして維持・更新していくため、昭和 40 年代以前に建設された住宅を中心に、地域の特性や老朽



化の度合い等を勘案しながら、おおむね年間 4,000 戸程度を目標として計画的に建て替えを実施することとしている。

- ・ 営繕事業は都営住宅を良好な状態に維持するため、営繕工事実施基準で定めた実施標準年数に基づき劣化診断等を行い計画的に実施する「計画修繕」と、経常的に発生するもの又は安全確保等の緊急を要するものに対して実施する「一般修繕」を行っている。
- ・ 東京都が認識する社会的課題は自力では最低居住水準の住宅を確保できない真に住宅に困窮する低額所得者向けの公営住宅等の老朽化に伴う建て替えや修繕であり、真に住宅に困窮する低額所得者に便益をもたらすものである。
- ・ ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	1.3 それぞれの国で、人びとの生活を守るためのきちんとした仕組みづくりや対策をおこない、2030 年までに、貧しい人や特に弱い立場にいる人たちが十分に守られるようにする。 1.4 2030 年までに、貧しい人たちや特に弱い立場にいる人たちははじめとしたすべての人が、平等に、生活に欠かせない基礎的サービスを使って、土地や財産の所有や利用ができて、新しい技術や金融サービスなどを使えるようにする。
	11.1 2030 年までに、すべての人が、住むのに十分に安全な家に、安い値段で住むことができ、基本的なサービスが使えるようにし、都市の貧しい人びとが住む地域（スラム）の状況をよくする。 11.3 2030 年までに、だれも取り残さない持続可能なまちづくりをすすめる。すべての国で、だれもが参加できる形で持続可能なまちづくりを計画し実行できるような能力を高める。



<道路のバリアフリー化>

- ・ 東京都は高齢者や障害者等、誰もが安全で快適に通行できる歩行空間を確保するために、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの道路のバリアフリー化に取り組んでいる。令和7年3月に策定した「第2次東京都道路バリアフリー推進計画」(令和7年度～令和16年度)に基づき、優先整備路線約 90km、継続的整備箇所約 30 箇所を対象に、道路のバリアフリー化を推進している。
- ・ 東京都が認識する社会的課題は誰もが安全で円滑に移動できる環境の確保であり、高齢者や障害者を含む全ての人に便益をもたらすものである。
- ・ ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていけるように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。


<バリアフリールートの実施>

- 都営地下鉄では「バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)や「東京都福祉のまちづくり条例」等を踏まえて、駅のバリアフリー化を進めている。
- 本件の資金使途は都営地下鉄駅において高齢者や障害者をはじめ駅利用者の更なる利便性向上のため、エレベーターを整備する。
- 東京都が認識する社会的課題は誰もが安心して快適に移動できる環境の整備であり、障害のある方や高齢者等をはじめ駅利用者へ便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	9.1 すべての人のために、安くて公平に使えることを重視した経済発展と福祉を進めていけるように、質が高く、信頼でき、持続可能な、災害などにも強いインフラをつくる。それには、地域のインフラや国を越えたインフラも含む。
	11.7 2030 年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、誰もが、安全で使いやすい緑地や公共の場所を使えるようにする。


<人にやさしい都営地下鉄車両の導入>

- 都営地下鉄は浅草線・三田線・新宿線・大江戸線の 4 路線を運行している。全ての乗客により快適に地下鉄を利用いただけるよう、フリースペースの設置をはじめとした地下鉄車両の機能性向上等に取り組んでいる。
- 今般、資金充当を予定しているのは大江戸線に導入予定の 12-600 形 5 次車。案内表示の多言語化や吊手増設、防犯カメラの搭載、視覚障害者用ドア開案内機能を追加している。さらにバリアフリー対応を考慮して各車両へのフリースペースの設置など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「人にやさしい車両」への更新を進める。
- 東京都が認識する社会的課題は誰もが安心して快適に利用できる車両の導入である。地下鉄事業は安価で大量の乗客が移動できる輸送機関でもあり、障害者や高齢者のみならず、全ての都営地下鉄利用者へ便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	11.2 2030 年までに、女性や子ども、障害のある人、お年寄りなど、弱い立場にある人びとが必要としていることを特によく考え、公共の交通手段を広げるなどして、すべての人が、安い値段で、安全に、持続可能な交通手段を使えるようにする。


<窓口における申請書等作成サポートサービスの導入>

- 東京都主税局では税務行政の 2030 年のあるべき姿として、「主税局ビジョン 2030」及び業務改革のより具体的なイメージを盛り込んだ「主税局ビジョン 2030 ー更新版ー」を策定している。その中で「納税者への QOS(クオリティ・オブ・サービス)向上」及び「税務行政の構造改革」を主税局が目指す2つの柱としており、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進が欠かせないとしている。
- 都税事務所等の窓口における申請者の利便性向上のため、本人確認書類の自動読み取りとタブレットでの入力により申請手続を効率化するサービスを導入する。
- 東京都が認識する社会的課題はデジタルの力を活用した行政の QOS(Quality of Service)の向上で、利用する都民に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。

SDGs 目標	
	16.6 効果的なはたらきができ、そのはたらきについて十分な説明ができ、だれにでもそのはたらきの内容や過程がわかるような公的な機関を、あらゆるレベルで発展させる。

<(地独)東京都立病院機構への貸付金>

- 東京都は高齢化の急速な進展など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中でも、引き続き、行政的医療の提供や地域医療の充実への貢献など、都立病院が担うべき役割を安定的に果たし続けていくため、令和 4 年 7 月に都立病院・公社病院を一体的に地方独立行政法人へ移行している。
- 資金の用途は地方独立行政法人化後の病院施設の大規模改修工事や病院機能強化を図るための整備工事に必要な資金を貸しつける。
- 東京都が認識する社会的課題は高齢化の進展や医療を取り巻く環境変化の中で、行政的医療の提供や地域医療の充実など質の高い医療提供確保であり、都民(医療機関を利用する人々)に便益をもたらすものである。
- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献については以下に整理した。充当プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通り。















SDGs 目標	
	3.4 2030 年までに、予防や治療をすすめる、感染症以外の病気で人々が早く命を失う割合を 3 分の 1 減らす。心の健康への対策や福祉もすすめる。

(4) 対象事業の目標がポジティブな社会的成果であること

ソーシャルボンドの資金充当先としての事業は、対象とする人々への直接的な便益とともに、共生社会の形成や、必要なインフラを維持・長寿命化を図ることによる都民の負担の軽減、地域経済の回復と持続的成長の促進に寄与する。事業においては施設、設備の工事において環境面へ一時的に負荷が伴う投資が含まれるものの、十分に配慮がなされたうえで取り組んでおり、特段ネガティブな要素はないものと考えられる。R&I は対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出すと評価した。

SDGs アクションプランとの整合性

日本政府のSDGsの達成へ向けた「SDGsアクションプラン2023」に示された①～⑧の優先課題に関して、ソーシャルプロジェクトでの充当事業が特に以下の課題に貢献すると考えられる。

優先課題	対応するSDGsターゲット
①あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現	    
②健康・長寿の達成	
③成長市場の創出，地域活性化，科学技術イノベーション	
④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備	   
⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	 
⑦平和と安全・安心社会の実現	

3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが以下に示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ 充当可能事業について、下表の「環境」、「社会」及び「ガバナンス」側面における各項目に照らして適格性に関する評価を行い、その結果に基づき当該年度に発行する東京都SDGs債の対象事業を選定する。なお、対象事業の実施に伴う環境・社会的なリスクの低減のために、以下について対応していることを確認する。
 - ・ 環境関連法令の遵守及び必要に応じた環境への影響評価の実施
 - ・ 地域住民への十分な説明の実施
 - ・ 環境に配慮した資材調達、環境負荷物質への対応、廃棄物管理及び労働安全面の配慮の実施

■ 充当可能事業の評価・選定項目

No.	評価側面	評価項目	視点
E-1	環境	正の影響の把握	充当事業の環境面での実施効果が定量的に把握できる、又はその効果が明確であること
E-2	環境	負の影響の低減	充当事業の実施に伴う、負の影響の低減に対する取組がなされていること
S-1	社会	正の影響の把握	充当事業の社会面での実施効果が定量的に把握できる、又はその効果が明確であること
S-2	社会	負の影響の低減	充当事業の実施に伴う、負の影響の低減に対する取組がなされていること
G-1	ガバナンス	政策・法令準拠	「2050 東京戦略」や地方財政法等に準拠した計画となっていること
G-2	ガバナンス	実現性／緊急性	事業の実現性、緊急性を示す特筆事項があること
G-3	ガバナンス	効果の持続性	充当事業により創出された環境・社会面の効果の持続性があること

(2) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ グリーンプロジェクト及びブループロジェクトについては、特に、表 E-1・2 環境側面について優先的に評価する。
- ・ ソーシャルプロジェクトについては、社会的課題を確認するとともに、表 S-1・2 社会側面について優先的に評価する。その際は、事業が、社会的に支援が必要な人々を対象とする事業であること、及び明確な社会的便益(新たな便益の発生又は既存の便益の維持)が見込まれ、その効果を定量的に把握できる事業であることを考慮する。

(3) 評価と選定の手順・役割分担

- ・ 財務局が関係部局に対し、東京都SDGs債の充当可能事業の調査を依頼
- ・ 関係部局が、東京都SDGs債の要件に該当する事業を確認し、対象となり得る事業の情報を財務局へ提出
- ・ 財務局が事業を精査し、充当可能事業を選定
- ・ 財務局が充当可能事業を評価。評価においては、各事業の環境事業区分又は社会的課題を確認するとともに、「環境」、「社会」及び「ガバナンス」側面における核項目に照らして適格性に対する評価を行う。対象事業の実施に伴う環境・社会的なリスク低減への対応内容も確認する
- ・ 財務局が対象事業の候補を選定
- ・ 環境局において、環境視点で対象事業の候補を確認
- ・ 財務局が対象事業を決定(関係部局に対象事業の決定を連絡)

4. 調達資金の管理

調達資金を東京都SDGs債に充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要がある。このため、東京都SDGs債による調達資金は、原則として当該年度中に支出し、対象事業に充当される。調達資金の充当予定事業や充当予定額については、財務局が事業所管局に執行状況等を確認した上で決定し、発行前に公表する。
- ・ 東京都SDGs債発行後、調達資金については、資金用途を明確にするため、東京都予算事務規則に基づき歳入予算を経理区分(款、項及び目、節)に応じて分類し管理を行う。また、調達資金が充当されるまでの間、東京都公金管理ポリシーに基づき管理を行う。さらに、東京都SDGs債による調達資金を充当した事業に係るものも含め、都の歳入歳出については、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の審査に付した後、その意見とともに議会の認定に付される。調達資金の管理は適切と評価できる。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に、社会的効果に係る指標は社会面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

- ・ 東京都SDGs債の発行の翌年度末までに、東京都SDGs債で調達した資金の各事業への充当結果等を公開する。具体的には以下の手順により、都のホームページで公開する。
 - ・ 財務局が対象事業の所管部局に対して、支出状況を確認
 - ・ 財務局が、東京都SDGs債調達資金の充当額の内訳を決定
 - ・ 充当結果の取りまとめ及びインパクトレポートを作成し、都のホームページで公開
 - ・ 個別の事業に複数年度にわたって東京都SDGs債による調達資金を充当する場合、それに係る情報も記載
- ・ インパクト指標については、事業実施期間が長期にわたり、社会的成果の発現に時間を要するものが少ないため、インパクト指標の公表が困難である。また対象事業の変更等、重要な事象が生じた場合は、発生した時点で公表する。大きな状況の変化があった場合には、適時に開示する。

内容	時期
フレームワーク	常時
対象事業の詳細決定 <ul style="list-style-type: none"> - 事業区分 - 事業名(リファイナンス含む) - 想定される効果 - 充当(リファイナンス)予定額 <リファイナンスの場合は以下も公開> <ul style="list-style-type: none"> - 資産の経過年数 - 資産の残存耐用年数(残存許可等年数※) 	発行前
対象事業への資金充当結果及びインパクトレポート <ul style="list-style-type: none"> - 事業区分 - 事業名(リファイナンス含む) - 効果 - 資金充当(リファイナンス)額 <リファイナンスの場合は以下も公開> <ul style="list-style-type: none"> - 資産の経過年数 - 資産の残存耐用年数(残存許可等年数※) 	発行翌年度
対象事業の変更等、重要な事象が生じた場合にその内容	発生した場合

※ 残存許可等年数とは、「地方債発行時に総務省へ届出を行った許可(償還)年限(当該地方債を財源として建設しようとする公共施設又は公用施設の耐用年数の範囲内)又はその範囲内で定めた償還までの年限」から「資産の経過年数」を控除したものである。

(2) 環境改善効果に係る指標

- 環境改善効果の開示に関しては、以下の評価手法例を踏まえた内容を予定している。

1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

(1) 事業所における温室効果ガス削減

想定される環境効果	評価手法例
CO ₂ 排出量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高効率エネルギー設備の導入 ・ 従来の設備と新規に導入される高効率エネルギー設備のエネルギー使用量の差分より CO₂ 排出削減量を算出

(2) 省エネルギー対策・エネルギーマネジメントの推進

想定される環境効果	評価手法例
エネルギー使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ■ LED 照明の導入 ・ 従来型照明と LED のエネルギー使用量を比較して算出 【算定式】LED 本数 × 1 本あたりの削減消費電力(kW) × 年間点灯時間 ■ ZEB の実施 ・ 省エネルギー（創エネを追加する場合もあり）により削減できるエネルギー使用量を算出

(3) ゼロエミッションビークルの普及促進

想定される環境効果	評価手法例
CO ₂ 排出量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ■ ゼロエミッションビークルの導入 ・ 従来の車両と新規に導入される車両の CO₂ 排出量の差分より CO₂ 排出削減量を算出

(4)次世代交通導入、自転車利用促進

想定される環境効果	評価手法例
エネルギー使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ■ エネルギー効率の高い地下鉄車両の導入 ・ 従来の車両と新規に導入される車両の燃費の差分よりエネルギー削減量を算出 <p>【算定式】更新前車両の年間走行用消費電力(編成数×1編成当たり車両数×客車走行距離×客車走行1km当たり電力消費量)－更新後車両の年間走行用消費電力</p>

(5)再生可能エネルギー等(太陽光、地中熱、下水熱及び水素等)利用率向上

想定される環境効果	評価手法例
再生可能エネルギー利用量の増加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光発電 <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入される再生可能エネルギー設備からの発電量を年平均日射量、損失係数、システム容量と年間発電日数より算出 <p>【算定式】設置面の1日当りの年平均日射量×損失係数 ×システム容量×年間発電日数</p> ■ 水力発電の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入される再生可能エネルギー設備からの発電量を設備容量、設備利用率と年間発電時間から算出 <p>【算定式】設備容量(kW)×設備利用率(%)×年間発電時間</p> ■ 蓄電池の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 蓄電池の導入容量・出力

(6)資源ロスの削減、環境に優しい素材の利用

想定される環境効果	評価手法例
CO ₂ 排出量の低減 廃棄物循環量の増加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資源ロス低減を目的とした持続可能な資材の壁材の利用 ・ 計画されている環境に優しい素材を利用した面積

(7)3R、廃棄物の循環利用促進

想定される環境効果	評価手法例
CO ₂ 排出量の低減 廃棄物循環量の増加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3R、廃棄物の循環利用 ・ 計画されている廃棄物の循環量

(8)環境負荷の低減に役立つ資材の使用促進

想定される環境効果	評価手法例
CO ₂ 排出量の低減 廃棄物排出量の低減	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境負荷の低減に役立つ資材の使用 ・ 計画されている環境資源の利用量

(9)都市の気温上昇に対する適応

想定される環境効果	評価手法例
気温上昇に対する適応 能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 街路へのミスト・日よけの整備 ・ 計画されている整備面積

(10)洪水や自然災害への対応

想定される環境効果	評価手法例
洪水や津波、その他の自然災害への対応能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豪雨や津波、地震対策等の施設の整備 ・ 計画されている整備面積 ・ 計画されている整備距離 ・ 計画されている整備執行率 ・ 計画されている事業実施後の貯留量 ・ 計画されている整備箇所数

(11)道路整備(遮熱性・保水性対策)

想定される環境効果	評価手法例
遮熱性・保水性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遮熱性・保水性を高める舗装 ・ 計画されている整備面積 ・ 計画されている整備延長距離

(12)水質汚染の軽減、地下水の保全

想定される環境効果	評価手法例
水質汚染の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 雨水の貯留施設の整備 ・ 計画されている事業実施後の貯留量 ■ 下水の高度処理施設の導入 ・ 計画されている導入施設の施設能力

2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

(1)緑の創出・保全(公園整備、都市の緑化推進及び森林整備等)

想定される環境効果	評価手法例
緑地面積の拡大 整備面積の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設内・敷地や都内公園の緑化 ・計画されている緑地面積 ・計画されている整備面積 ■ 道路の植樹 ・計画されている整備面積 ・計画されている整備延長距離

(2)生物多様性の保全(海上公園の干潟整備等)

想定される環境効果	評価手法例
整備面積の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海上公園の干潟の整備 ・計画されている整備面積

3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

(1)大気汚染の軽減

想定される環境効果	評価手法例
大気汚染の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大気汚染物質(NOx、CO等)を削減可能な低公害ノンステップバスの導入 ・廃棄車両の排ガスの規制値と事業により導入する車両の排ガスの規制値の比較より算出

(2) 土壌汚染対策の推進

想定される環境効果	評価手法例
土壌汚染の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土壌汚染の対策 ・ 計画されている整備面積

(3) 有害廃棄物等の処理促進

想定される環境効果	評価手法例
CO ₂ 排出量の低減 廃棄物循環量の増加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有害廃棄物等の処理 ・ 計画されている有害物質等の処理量

(3) 社会的な効果に係る指標

- ・ 社会的な効果の開示に関しては以下の内容を予定しており、社会的な目標に整合している。

事業区分	充当事業	効果指標
公共施設・インフラの 防災対策	防災公園施設整備	更なる防災機能強化の推進
	東京港廃棄物処理場建設事業(新海面処分場・中央防波堤外側処分場)	埋立処分場の整備面積
	安全対策促進事業費補助 (私立学校の耐震化)	補助棟数
	水道施設等の自家発電設備の新設・増強	大規模停電時における給水確保率
	導水施設の二重化・更新	導水施設の二重化整備率
	水再生センター・ポンプ所の震災対策	非常用発電設備を整備し、停電時にも施設の安定的な運転に必要な発電能力の増強が完了した水再生センター・ポンプ所等の数
	街路整備	整備延長

公共施設・インフラの 老朽化対策	橋梁の長寿命化事業	長寿命化事業累計着手数
	港湾施設の長寿命化事業	長寿命化事業累計着手数
	港湾建設事業	整備港数
	漁港建設事業	整備漁港数
	空港整備事業	整備空港数
	都立図書館整備	施設利用者数
	文化施設の整備	ホールの稼働率
	警察施設整備	施設整備数
	消防施設整備	施設整備数
	医療施設等整備	整備所数
	給水所の新設、拡充及び更新	安定給水確保率
	水再生センター・ポンプ所の再構築	再構築した主要設備の台数
一人ひとりの個性や 能力を最大限に伸ば すための教育環境の 整備	都立学校の整備	学校定員数
	特別支援学校の整備	学校定員数
	都立学校の整備(東京都立大学)	収容定員数
	都立学校施設開放(DX)	利用者数(年間)
	都立学校公開講座(DX)	利用者数(年間)

介護サービス基盤の整備	介護老人保健施設の整備費補助	補助施設数
	特別養護老人ホームの整備費補助	補助施設数
	ミドル層の負担軽減のための介護情報ポータル構築事業	行政サービスのデジタル化
児童福祉施設等の整備	知的障害者(児)施設整備	施設定員数
	障害者(児)施設の整備費補助	補助施設数
	児童福祉施設整備	施設定員数
住宅セーフティネットの強化	公営住宅建設事業	建替戸数
	住宅営繕事業	外壁改修の戸数
公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	道路のバリアフリー化	整備延長
	バリアフリールートの充実	エレベーター設置基数
	人にやさしい都営地下鉄車両の導入	一日平均乗降人員 導入編成数
	窓口における申請書等作成サポートサービスの導入	サービス導入窓口数
医療提供体制の充実	(地独)東京都立病院機構への貸付金	外来・入院患者数

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。